

通勤手当の不備

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容
<p>大阪府住宅供給公社</p>	<p>大阪府住宅供給公社の通勤手当の認定事務は、大阪府の規程に準拠することとなっており、通勤の経路は往路と帰路とを異にするものであってはならないが、認定経路と異なる安価な経路を往路としていた。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>・ 認定経路 自宅⇒甲バス A 停留所～甲鉄道 B 駅～甲鉄道 C 駅～地下鉄 D 駅～地下鉄 E 駅⇒勤務公署</p> <p>所要時間約45分 片道料金740円</p> <p>・ 認定経路と異なる経路 自宅⇒甲バス A 停留所～地下鉄 F 駅～地下鉄 G 駅⇒勤務公署</p> <p>所要時間約52分 片道料金570円</p> </div>	<p><b>【是正を求めるもの】</b>          担当者を含めて通勤手当の事務処理に係るルールについて、理解を深められたい。          本件については、過払いとなっていないかどうか把握し、速やかに是正措置を講じるとともに、通勤手当の認定事務について、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【大阪府住宅供給公社の職員の給与等に関する規程】</b>          (給料及び手当)          第2条 公社の職員の給料及び手当の額、支給方法等については、この規程に特別の定めがあるものを除くほか、大阪府の職員の例による。          (以下略)</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【(大阪府)職員の通勤手当に関する規則】</b>          第5条 条例第14条第2項第1号に規定する運賃等相当額(以下「運賃等相当額」という。)の算出は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額によるものとする。          第5条の2 前条の通勤の経路又は方法は、往路と帰路とを異にし、又は往路と帰路とにおけるそれぞれの通勤の方法を異にするものであってはならない。ただし、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成7年大阪府条例第4号)第6条に規定する正規の勤務時間が深夜に及ぶためこれによりがたい場合等正当な理由がある場合は、この限りでない。</p> </div>	<p>当公社における通勤手当の取扱基準によれば、過払いは生じていない。          当該職員に対しては、往路と帰路を異にすることなく、認定経路により通勤させている。          平成27年4月1日以降の通勤手当の取扱いについては、大阪府において、所要の改正がなされたところであり、当公社においても、これらに準拠し事務処理を行っている。</p>